

配管設備性能評価業務方法書

第1条 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行令第129条の2の4第2項第三号の認定に係る性能評価に適用する。(い)

第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下のとおりとする。様式、その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書
- (2) 配管設備評価申請概要書
- (3) 構造・機能説明書
- (4) 設計基準
- (5) 材料仕様
- (6) 設計図
- (7) 技術資料
- (8) (8)第3条(2)1)の耐圧性能試験、2)の浸出性能試験、3)の雑菌に関する試験結果報告書(ただし、既存のデータ、計算等により試験によらず、適合することを証明できる場合は、証明に必要な書面)
- (9) 施工要領書
- (10) 維持管理要領書
- (11) 会社概要
- (12) その他

第3条 評価方法

- (1) 評価の実施
 - 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い、(2)に示す評価基準に従い評価を行う。
 - 2) 評価員は、評価上必要あるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
 - 3) 評価員は、評価上必要あるときは、試験等に立ち会うことが出来るものとする。
- (2) 評価基準
 - 1) 耐圧に関する基準
飲料水の配管設備(最終の止水機構の流出側に設置されている飲料水の配管設備を除く。以下同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものであること。

- ① 飲料水の配管設備(貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている飲料水の配管設備を除く。)は、日本工業規格で定める耐圧に関する試験方法(JIS S 3200-1)(以下「耐圧性能試験」という。)により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないことを、提出されたデータに基づき確認する。
- ② 貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている飲料水の配管設備(③に規定する部分を除く。)は、耐圧性能試験により0.3メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないことを、提出されたデータに基づき確認する。
- ③ ②の飲料水の配管設備のうち一缶二水路型貯湯湯沸器(1つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。)は、その浴槽内の水等の加熱用の水路(熱交換器内のものに限る。)の部分について、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないことを、提出されたデータに基づき確認する。
- ④ Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の飲料水の配管設備は、①～③に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないことを、提出されたデータに基づき確認する。

2) 浸出に関する基準

飲料水の配管設備は、日本工業規格で定める浸出に関する試験方法(JIS S 3200-7)(以下「浸出性能試験」という。)により供試品(浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料(金属以外のものに限る。)をいう。)について浸出させたとき、その浸出液は、次の表中の左欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている飲料水の配管設備にあつては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の飲料水の配管設備にあつては同表の右欄に掲げる基準に適合することについて、提出されたデータに基づき確認する。

事 項	水栓その他飲料水の配管設備の末端に設置されている飲料水の配管設備の浸出液に係る基準	飲料水の配管設備の末端以外に設置されている飲料水の配管設備の浸出液に係る基準
カドミウム	0.001mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること
水銀	0.00005mg/L以下であること	0.0005mg/L以下であること
セレン	0.001mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること
鉛	0.005mg/L以下であること	0.05mg/L以下であること
ヒ素	0.001mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること

六価クロム	0.005 mg/m以下であること	0.05 mg/L以下であること
シアン	0.00 mg/L以下であること	0.01 mg/L以下であること
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0 mg/L以下であること	10 mg/L以下であること
フッ素	0.08 mg/L以下であること	0.8 mg/L以下であること
四塩化炭素	0.0002 mg/L以下であること	0.002 mg/L以下であること
一、二ジクロロエタン	0.0004 mg/L以下であること	0.004 mg/L以下であること
一、一ジクロロエチレン	0.002 mg/L以下であること	0.02 mg/L以下であること
ジクロロメタン	0.002 mg/L以下であること	0.02 mg/L以下であること
シス一、二ジクロロエチレン	0.004 mg/L以下であること	0.04 mg/L以下であること
テトラクロロエチレン	0.001 mg/L以下であること	0.01 mg/L以下であること
一、一、二トリクロロエタン	0.0006 mg/L以下であること	0.006 mg/L以下であること
トリクロロエチレン	0.003 mg/L以下であること	0.03 mg/L以下であること
ベンゼン	0.001 mg/L以下であること	0.01 mg/L以下であること
亜鉛	0.1 mg/L以下であること	1.0 mg/L以下であること
鉄	0.03 mg/L以下であること	0.3 mg/L以下であること
銅	0.1 mg/L以下であること	1.0 mg/L以下であること
ナトリウム	20 mg/L以下であること	200 mg/L以下であること
マンガン	0.005 mg/L以下であること	0.05 mg/L以下であること

塩素イオン	20 mg/L以下であること	200 mg/L以下であること
蒸発残留物	50 mg/L以下であること	500 mg/L以下であること
陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること	0.2 mg/L以下であること
一、一、一トリクロロエタン	0.03 mg/L以下であること	0.3 mg/L以下であること
フェノール類	フェノールとして0.005 mg/L以下であること	フェノールとして0.005 mg/L以下であること
有機物等過マンガン酸カリウム消費量)	1.0 mg/L以下であること	10 mg/L以下であること
味	異常でないこと	異常でないこと
臭気	異常でないこと	異常でないこと
色度	0.5度以下であること	5度以下であること
濁度	0.2度以下であること	2度以下であること
エピクロロヒドリン	0.01 mg/L以下であること	0.01 mg/L以下であること
アミン類	トリエチレンテトラミンとして0.01 mg/L以下であること	トリエチレンテトラミンとして0.01 mg/L以下であること
二、四一トルエンジアミン	0.002 mg/L以下であること	0.002 mg/L以下であること
二、六一トルルエンジアミン	0.001 mg/L以下であること	0.001 mg/L以下であること
ホルムアルデヒド	0.05 mg/L以下であること	0.05 mg/L以下であること
酢酸ビニル	0.01 mg/L以下であること	0.01 mg/L以下であること
スチレン	0.002 mg/L以下であること	0.002 mg/L以下であること

一、二-ブタジエン	0.001mg/L以下であること	0.001mg/L以下であること
一、三-ブタジエン	0.00mg/L以下であること	0.001mg/L以下であること

備考1 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他飲料水の配管設備の末端に設置されている飲料水の配管設備の浸出液に係る基準にあつては、この表鉛の項中「0.005mg/Lとあるのは「0.047mg/L」と、亜鉛の項中「0.1mg/Lとあるのは「0.97mg/L」と、銅の項中「0.1mg/L」とあるのは0.98mg/L」とする。

3)その他の基準

配管内部において著しく飲料水が停滞するような箇所については、維持管理要領書に定められた管理頻度で内部を洗浄すること等により、雑菌が発生しないことを実験又は既存のデータにより確認する。

第4条 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名（会社名、代表者名、住所）
- (3) 件名
- (4) 適用範囲
- (5) 評価内容（審査内容）概略
- (6) 評価結果
- (7) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項